

岐阜県公報

目 次

規 則

岐阜県薬事法施行細則

(業務水道課)

ページ
一

号外 (七) 平成二十年 四月 一日

規 則

岐阜県薬事法施行細則をここに公布する。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十二号

岐阜県薬事法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、薬事法(昭和三十五年法律第四百十五号)、薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)及び薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号。以下「省令」といふ。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(受験の申請書等)

第二条 省令第五百五十九条の五第一項に規定する申請書は、別記第一号様式によるものとする。

2 省令第五百五十九条の五第一項第三号に規定する知事が必要と認める書類は、登録販売者試験(以下「試験」といふ。)を受けようとする者の戸籍の謄本又は抄本とする。

(登録販売者試験合格証の交付)

第三条 省令第五百五十九条の六の規定による試験に合格したことの通知は、別記第二号様式の登録販売者試験合格証(以下「合格証」といふ。)の交付により行うものとする。

(合格証の再交付)

第四条 前条の規定により交付を受けた合格証を破り、汚し、又は失ったときは、別記第三号様式により、知事に合格証の再交付を申請することができる。この場合において

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (休日に当たるときは翌日)

平成二十年四月一日

て、破り、又は汚した合格証があるときは、申請書に当該合格証を添えて提出しなければならない。

2 合格証の再交付を受けた者は、その再交付を受けた後、失った合格証を発見したときは、速やかに、これを知事に返納しなければならない。

(不正行為に対する措置)

第五条 知事は、不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又は当該試験を受けることを禁止することができる。

2 前項の規定により合格の決定を取り消された者は、当該試験に係る合格証があるときは、直ちに、これを知事に返納しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式 (第2条関係)

年 月 日

岐阜県知事 様

氏 名

岐阜県登録販売者試験受験願書

岐阜県登録販売者試験を受験したいので、関係書類を添えて出願します。

フリガナ		性別	男・女
氏名		本籍地 都道府県名 (国籍)	
生年月日	年 月 日		
現住所	郵便番号 [-] 電話番号 () -		
受験票等送付先住所 (現住所と異なる場合に記載)	郵便番号 [-] 電話番号 () -		
受験資格区分 (該当する数字に 印を付けてくだ さい。)	1 薬事法施行規則第159条の5第2項第1号 2 薬事法施行規則第159条の5第2項第2号 3 薬事法施行規則第159条の5第2項第3号 4 薬事法施行規則第159条の5第2項第4号 5 薬事法施行規則第159条の5第2項第5号 6 薬事法施行規則第159条の5第2項第6号		
備考			

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 黒インク又は黒ボールペン等を用い、楷書^{かい}ではっきり書くこと。
- 3 氏名は、自署によること。

第2号様式 (第3条関係)

登録販売者試験合格証

第 号

本籍地

氏 名

年 月 日生

年 月 日 年 月 日生

年 月 日

岐阜県知事 印

(注意) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第3号様式 (第4条関係)

登録販売者試験合格証再交付申請書

岐阜県知事 様

年 月 日

本籍地

住 所

氏 名

年 月 日生

下記の理由により登録販売者試験合格証を再交付してください。

合格年月日	
合格証の番号	
理 由	

(注意) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

平成二十年四月一日印刷
平成二十年四月一日発行

発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 飯 尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐 阜 文 芸 社
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二二八六円を含む。)